

基本方針Ⅲ 循環型社会の形成

【環境の現況】

1 ごみ処理体制

(1) ごみの収集

本市の一般廃棄物処理において、家庭系ごみは、引越等に伴う多量のごみ等を除き、計画収集として市の責任で収集しています。

令和2年度は、市の直営車両5台、委託車両66台の体制で実施しました。

一方、事業系のごみについては、排出者の責任で自ら処理施設に搬入するか、廃棄物処理法に基づき、許可を受けた者に収集を委託しなくてはなりません。

(2) 廃棄物処理施設

本市のごみ処理施設は、中間処理施設である釧路市資源リサイクルセンター、音別町リサイクルセンター及び粗大ごみ処理センター、ごみの埋立処理を行う釧路市新高山最終処分場、阿寒町一般廃棄物最終処分場、音別町一般廃棄物最終処分場があります。可燃ごみは釧路広域連合が運営する釧路広域連合清掃工場で焼却処理しています。プラスチック製容器包装については民間の施設において再資源化、事業系生ごみの一部は民間の環境ワクチンセンターで超高温発酵処理による堆肥化を行っています。

表3-3-1 本市のごみ処理施設の概要

| 施設名 | 場所 | 種類 | 処理方法 | 供用開始 | 備考 |
|----------------|--------------|------------|--------------|------|--|
| 釧路市資源リサイクルセンター | 鳥取南7丁目1番2号 | 資源物 | 圧縮、梱包等 | H6 | 処理能力 缶：1～2t/h、PET：2.5t/日 |
| 音別町リサイクルセンター | 音別町海光1丁目31番地 | 資源物 | 圧縮、梱包、溶融等 | H11 | 処理能力 缶：0.5t/h PET：0.07～0.1t/日 トレイ：0.02t/日 |
| 粗大ごみ処理センター | 高山4番地1 | 不燃ごみ、粗大ごみ | 手選別処理等 | H11 | |
| 釧路市新高山最終処分場 | 高山17番地1 他 | 不燃ごみ、粗大ごみ等 | 埋立（サンドイッチ方式） | H14 | 計画埋立量 844,000m ³ |
| 阿寒町一般廃棄物最終処分場 | 阿寒町東栄33番地6 | 不燃ごみ、粗大ごみ等 | 埋立（セル方式） | H15 | 計画埋立量 47,000m ³ |
| 音別町一般廃棄物最終処分場 | 音別町尺別31番地1 | 不燃ごみ、粗大ごみ等 | 埋立（サンドイッチ方式） | H12 | 計画埋立量 10,000m ³ |
| 釧路広域連合清掃工場 | 高山30番地1 | 可燃ごみ、粗大ごみ等 | 焼却 | H18 | 処理能力 240t/日 |

2 ごみの排出量・処理量の状況

(1) ごみ総排出量

本市の令和2年度のごみ総排出量は、68,020tでした。その内訳は計画収集が39,116t、自己搬入（主に事業系ごみ）が25,774tとなっています。また、1人1日当たりのごみ排出量は、1,134gとなっており、令和元年度の国民、道民1人1日当たりのごみ排出量と比較してもやや多いこととなります。

表3-3-2 本市のごみ総排出量の推移

(単位：t)

| 年度 | 計画収集 | | 自己搬入 (主に事業系) | 有害ごみ | 廃食油 事業系生ごみ | 集団 資源回収 | 総排出量 |
|-----|--------|-------|-----------------|------|---------------|------------|--------|
| | 家庭ごみ | 資源物 | | | | | |
| H28 | 31,205 | 9,906 | 27,992 | 35 | 1,322 | 2,701 | 73,161 |
| H29 | 30,799 | 9,926 | 26,859 | 32 | 829 | 2,721 | 71,166 |
| H30 | 30,452 | 9,563 | 26,065 | 33 | 934 | 2,512 | 69,561 |
| R1 | 30,129 | 9,425 | 25,918 | 34 | 989 | 2,362 | 68,857 |
| R2 | 29,893 | 9,223 | 25,774 | 34 | 1,007 | 2,087 | 68,020 |

※ 数値の端数処理のため、合計が合わない場合があります。

表3-3-3 1人1日当たりごみ排出量の推移 (単位：g/人・日)

| 年度 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 釧路市平均 | 1,159 | 1,157 | 1,140 | 1,129 | 1,132 | 1,134 |
| 全国平均 | 939 | 925 | 920 | 918 | 918 | - |
| 北海道平均 | 984 | 970 | 961 | 969 | 960 | - |

※ 「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省)による。 ※ 算定基礎人口は各年度末人口を採用している。

(2) ごみ処理量(埋立量、資源化量、リサイクル率)

本市の令和2年度の埋立量は、9,617tでした。また、資源化量は14,264tで、リサイクル率は20.97%となっています。

表3-3-4 本市のごみ処理量の推移 (単位：t)

| 年度 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 埋立量 | 10,509 | 11,000 | 9,709 | 10,430 | 9,319 | 9,617 |
| 資源化量 | 15,351 | 15,001 | 14,336 | 13,845 | 13,682 | 14,264 |
| リサイクル率 | 20.70% | 20.50% | 20.14% | 19.90% | 19.87% | 20.97% |

※ 埋立量には、釧路広域連合の残渣ごみを含む。

※ 資源化量=直接資源化量+中間処理後資源化量+集団回収量 ※ リサイクル率=資源化量/ごみ総排出量

【施策の推進状況】

1 ごみの減量とリサイクルの推進

(1) ごみの減量に関する取り組み

① 生ごみ堆肥(コンポスト)化容器購入費助成

家庭から排出される生ごみの減量化と堆肥化によるリサイクルの促進を図るため、生ごみ堆肥(コンポスト)化容器の購入者に対し、購入費の一部を助成しています。令和2年度は11件助成し、累計で4,514件助成しました。

② 電気生ごみ処理機購入費助成

ごみの減量をより一層促進するため、電気生ごみ処理機の購入者に対し、購入費の一部を助成しています。令和2年度は6件助成し、累計で1,444件助成しました。

③ リサイクルフェア、リサイクル情報バンク

不用品の再使用を図るため、家庭から無償で提供された家具、自転車を低廉な価格で販売するリサイクルフェアを開催し、その益金をリサイクル活動の普及啓発等に活用しています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、開催を中止しました。

リサイクル情報バンクは、再使用の促進とごみの減量を図る目的で、市環境保全課が窓口となり、家庭で不用となった家具や自転車等を必要とする人へ紹介することで有効に活用してもらう制度です。令和2年度は72件の情報が寄せられ、うち17件について再使用が図られました。

④ 市民工房

釧路市資源リサイクルセンター内に、大型家具、自転車等の修理を行えるように工具を備え、専任の指導員を配置した市民工房を設置しています。資源リサイクルセンター施設見学者を中心に、周知活動を行っています。

⑤ 出前講座、生ごみ減量講習会

廃棄物の減量及びリサイクルについて、出前講座や生ごみ減量講習会を行っています。出前講座は、令和2年度は1回開催し、15名が受講しました。

生ごみ減量講習会は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、開催を中止しました。

(2) ごみの適正な分別・排出に関する取り組み

① 分別帳、クリーンカレンダーの配布

ごみの分別・排出方法をお知らせする排出ルールハンドブック「ごみ分別・早見表ハンドブック」を配布しています。令和2年度はごみ分別帳6,000部を作成しました。

② 分別収集推進協力員

ごみの適正な分別を推進するため、各町内会から推薦を受け、分別収集推進協力員を登録しています。令和2年度末では664人が登録し、地域住民と連携しながら、ごみの分別や資源回収等についての自主的な活動を進めています。

③ 排出事業者への指導

排出事業者に対し、一般廃棄物と産業廃棄物の分別区分の徹底や、ごみの排出方法について、ごみ処理施設に自己搬入するか、一般廃棄物処理業者（許可業者）に収集を依頼するように指導しています。また、訪問による排出状況調査を行い、事業系廃棄物の適正処理を進めています。

(3) リサイクルに関する取り組み

① 集団資源回収奨励金交付制度

町内会、自治会、老人クラブ等を対象に、資源物（新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック）の回収量に応じ、1kgあたり2円の奨励金を交付しています。令和2年度は299団体に4,175千円を交付しました。

② 廃食用油等のリサイクル

資源物の有効利用や処分経費の節減を目的として、小・中学校給食センターや市立釧路総合病院から排出される廃食用油と金属類、廃ポリ容器をリサイクル業者に売却しています。令和2年度は、廃食用油1,106kg、廃油2,800L、金属類7,440kg、廃ポリ容器4,345kgを売却しました。

③ 学校給食用牛乳パックのリサイクル

市内の各小中学校（小学校24校、中学校14校）において、牛乳紙パックとストローを分別し、開いて水洗いした後、乾燥して排出しています。この牛乳紙パックは、トイレトーパー等にリサイクルされています。

令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、児童生徒が密集する活動を控えることとなったため、リサイクルを停止しています。

2 ごみの適正処理**(1) 釧路市一般廃棄物処理基本計画**

2009年度からの前計画は2020年度で終了し、2021年から2030年までを計画期間とする新たな計画を策定しました。

本計画では、今日の社会状況を踏まえ、環境への負荷を軽減する視点に立った廃棄物の減量化、資源化を促進するとともに、環境学習・環境教育の充実を図り、市民・事業者・市が一体となった環境への負荷が少ない持続可能な循環型社会の実現を目標としています。

(2) 釧路広域連合

釧路広域連合は、旧釧路市ほか5町村（釧路町、旧阿寒町、鶴居村、白糠町、旧音別町）による広域ごみ処理を目的とした特別地方公共団体として、平成14年に設立されました。その後の市町村合併、弟子屈町や厚岸町の加入により、現在は6市町村により構成されています。

釧路広域連合では、①徹底した公害防止策、②熱エネルギーの有効利用、③資源物循環の推進を柱に、広域ごみ焼却施設を建設し、平成18年度より供用を開始しています。令和2年度は62,846tのごみを焼却しました。

(3) ごみの不法投棄対策

① 不法投棄の未然防止

テレビ、洗濯機、冷蔵庫などの家電リサイクル法対象品や一般ごみの不法投棄に対処するため、本市では、市民啓発、看板・監視カメラ等の様々な未然防止活動を行っています。監視パトロールは毎日実施しており、令和2年度には87件の不法投棄を発見しました。不法投棄を発見した際には、投棄者の調査等を行っています。

② 自然の番人宣言

自然の番人宣言は、釧路圏域に住む人が自ら「自然の番人」として不法投棄やポイ捨てに目を光らせ、釧路湿原国立公園、阿寒摩周国立公園、厚岸霧多布昆布森国定公園をはじめとする貴重な自然環境を守り、次世代に引き継いでいこうとするもので、平成18年4月に釧路管内8市町村が共同で制定しました。また、宣言に賛同している団体は令和2年度末現在で380団体（釧路管内）です。

この宣言は道内初のもので、抑止力として法律等の罰則に求めるのではなく、勇気を持って通報する仕組みの徹底や環境教育の充実など、宣言に基づく行動計画の実施によって住民運動として定着させることを目的としています。

(4) ふれあい収集

本市では、ごみの排出が困難な高齢者や障がい者の世帯を対象に、戸別に訪問し、ごみを収集しています。令和2年度末時点で831世帯を対象としています。

3 バイオマスの利活用と産業廃棄物の適正処理

(1) バイオマスの利活用

① 下水汚泥、家畜ふん尿の有効利用

本市では、下水道の処理過程で発生する消化ガス（メタン）を、処理場の熱源としてボイラー等に利用しているほか、下水汚泥を乾燥させ、家畜ふん尿と混合することで農地利用しています。（23ページ参照）

② バイオディーゼル燃料（BDF）推進の協力

本市では、家庭から排出される廃てんぷら油の回収に協力しています。（23ページ参照）

③ 木質ペレットの利用

本市では、未利用の間伐材等を固めた木質ペレットを燃料とするペレットストーブを、市役所本庁舎1階ロビーと音別町行政センター1階に設置しています。（24ページ参照）

④ バイオマス産業都市

本市は、平成26年3月に、国の財政支援の対象となるバイオマス産業都市に選定されました。バイオマス産業都市とは、地域のバイオマスの原料生産から収集・運搬、製造・利用までの経済性が確保された一貫システムを構築し、地域のバイオマスを活用した産業創出と地域循環型のエネルギーの強化により、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域です。

本市が国に示した構想には、阿寒農業協同組合が事業主体となったバイオガスプラントの新設等が盛り込まれています。

(2) 未・低利用水産物の有効利用

本市では、未・低利用水産物を利用した製品の開発を行っています。令和2年度は、主にフィッシュミールの原料となっているマイワシを使い、「ハンバーグ」や「コンフィ」、「ドレッシング」などの製品開発を実施し、企業が実施する商品開発の一助となっています。

(3) 建設資材廃棄物等の有効利用

本市では、公共事業によって発生する建設資材廃棄物の再使用や再生利用を、供給のバランスや技術的な支障とならない範囲で行っています。

令和2年度は、道路整備事業において、配合率20%のアスファルト再生合材を3件の工事に、コンクリート再生合材を5件の工事に使用しました。また、釧路広域連合清掃工場から排出される溶融スラグ3,484tを使用する等、資源の有効利用を図っています。

(4) 産業廃棄物の適正処理

産業廃棄物の処理は、排出事業者が処理責任があり、通常、排出事業者自らが処理するかまたは許可を受けた処理業者に委託して処理されています。北海道では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、排出事業者や処理業者による適正処理の指導を行っています。

このほか、北海道では、産業廃棄物処理施設の設置に際して、事前協議書の提出を求めるなどの事業者への指導を行っています。

本市では、北海道と連携して生活環境や自然環境などに配慮した適切な対応を求め、処理施設設置者と「環境の保全に関する協定」を締結し、適正処理の促進に努めています。令和2年度末現在で、8カ所の産業廃棄物処理施設と協定を締結しています。